

産業建設常任委員会

日 時 平成 29 年 7 月 27 日（木）午前 10 時～
場 所 第 3 委員会室

1 開議

2 案件

商店街連盟との意見交換会に向けて

3 その他

亀岡市商店街連盟との意見交換会（昨年度の開催状況）

日時：平成28年7月26日（火） 10時～11時（約1時間）

場所：第3委員会室

出席者：

（亀岡市商店街連盟）

役職名	氏名
会長	仲井資具
副会長	松本光雄
副会長	服部義彌
副会長	井尻清行
専務理事	茅鴉誠二

（産業建設常任委員会）

役職名	氏名
委員長	小島義秀
副委員長	並河愛子
委員	齊藤一義
委員	菱田光紀
委員	藤本弘
委員	明田昭
委員	湊泰孝

（産業観光部）

職名	氏名
部長	内田尚
ものづくり産業課長	野々村淳美
ものづくり産業課副課長	三宅敦史

次第： 1 開会

亀岡市議会産業建設常任委員会委員長あいさつ
亀岡市商店街連盟会長あいさつ

2 出席者紹介

3 意見交換

- (1) 商店街連盟より説明
- (2) 委員との意見交換
- (3) その他

4 閉会

亀岡市議会産業建設常任委員会副委員長あいさつ

●商店街連盟との意見交換会概要（平成28年度）

意見交換テーマ	<p>＜商店街連盟におかれた現状と課題＞</p> <p>少子高齢化や人口減少が加速する中、地域に密着して地元に貢献度の高い商店街が売り上げの減少や後継者不足で疲弊している。成長の時代から縮小の時代となった今、考え方や仕組みを替えなければならない。そのため、行政を初め関係団体が一体となって、商業の活性化を図る必要がある。</p>	
	<p>①市民一人に100円を課金して、活性化資金として活用する。 （還元策として商店から市民に100円以上の割引券等を進呈する。）</p>	
商店街連盟からの主な提案事項	意見交換時における各委員の意見	総括時（10月）における各委員の意見
	<p>○現に市から補助金が充てられており、その中で工面すべき問題である。</p> <p>○まずは、消費者に向けてどのような魅力を打ち出すのかという策を考えるべき。</p> <p>○過去の経緯から、商店街にばら撒きのようなことをしても、結局それでは自立できないということであり、まずは③の一体化に向け、商店街のしくみづくりを見直すべき。</p>	<p>○商店街自らの努力が必要である。</p> <p>○個店自らが知恵を絞るべき問題である。</p> <p>○商店街だけでなく農業等においても切実な課題がある中、市民に100円を課金というのは理解が得られない。</p> <p>○目的・使途が不明確な中、行政として取り組むには市民理解が得られない。</p> <p>○公平性の観点から難しい。</p>
	<p>②新規・既存のロードサイド店、フランチャイズ、企業等に対して 5項目以上の地元仕入、50%以上の地元雇用、会議所入会条件又は基金納付を義務付け。</p>	
	意見交換時における各委員の意見	総括時（10月）における各委員の意見
<p>○市内消費の促進が商業活性化につながるものとする。特に食料に関しては、地産地消・安全安心の観点からも地元消費を促す取り組みができないか。</p>	<p>○地元仕入の促進を図ることは必要かもしれないが、自由競争の保障にも配慮する中、強制的事項にはできない。</p> <p>○地元仕入等の条件をつけて、それを満たさないと立地を認めないというような規制はできない。</p> <p>○地産地消の面から、努力目標として出店の際にお願いごととして取り組むことはできる。</p> <p>○会議所入会は強制できるものではない。</p> <p>○企業を訪問し加入促進を行うなどの取り組みはできる。</p> <p>○入会条件の検討は議会ですべきことではない。</p> <p>○企業に地元貢献を求めていくことなどについて調査研究してはどうか。</p>	

商店街連盟からの主な提案事項	③行政と経済・商業団体の一体化 (市内の経済団体の結集、一体化の推進を図る。(商業サミットの開催等))	
	意見交換時における各委員の意見	総括時(10月)における各委員の意見
	○各商店が特色ある取組みをされる中で、市民、行政、議会が応援していくようなこと、まずは自力を発揮してそれをいかに応援していくかというシステムづくりが大事である。	○行政と商店街との意見交換の場は大切であり、今後そのような取組みを継続し、方向性を見出していくことが必要。 ○適宜、懇談の場を設けて相互に実情を把握することも大事である。 ○議会や行政がどうこう言うことではなく、個々の団体に努力され、できる限り一体化した活動がなされるよう自主的に取り組まれない。 ○個々の団体に取組まれるべきことである。

(その後の取り組み)

○平成28年11月(月例)

②企業立地における地域貢献施策について

- ・企業立地促進条例に基づく奨励金(地域雇用促進等の優遇施策)
- ・地元仕入等に関しては、誘致活動におけるお願いやPRに努められているが、対象業種に限られるほか、供給体制の構築に向けた環境整備、各分野からの協力等が課題。
- ・本市における企業の地域貢献を要件とした規定等はない。他市事例として、大型店の地域貢献事業計画書の提出を責務とする規定は見受けられる。(小田原市)
- ・京都府の「地域商業ガイドライン」には、大型店舗の誘導エリアの指定・地域貢献策等が示されており、それに基づき市町村で土地利用規制・指導が図られている。

「特定大規模小売店舗に求める地域貢献策」

- ◎地域のまちづくりへの支援
- ◎地域コミュニティへの支援
- ◎地域の経済社会への貢献

「既存大規模小売店舗の事業者が取り組んでいる地域貢献策」

地域の祭り・花火大会等の伝統行事・恒例行事への協力をはじめ、地域貢献策に一定取り組まれ、成果をあげてきている。南丹地域においては、今後、本商業ガイドラインで特定大規模小売店舗に求める地域貢献策について、まちづくりの推進のために、既存大規模小売店舗の事業者に対しても求めていくものとする。

○平成29年5月(産業建設常任委員会行政視察)

- ・埼玉県川口市視察
地域貢献事業者認定事業(中小企業振興条例(議員提案)に基づく取組み)
- ・神奈川県藤沢市視察
地産地消推進事業(地産地消推進条例(議員提案)に基づく取組み)